

警察庁(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
35	B 地方に対する規制緩和	その他	情報提供ネットワークシステムでのDV等被害者の情報共有	各市町村の「住民記録システム」に記録されているDV等支援対象者の情報を、「住民基本台帳ネットワークシステム」上の自治体間のやりとりを、本人がポータルサイトで確認できる仕組み(マイナポータル)が設けられている この仕組みを使って、DV等の加害者が、元同世帯だった被害者の避難先の自治体を把握できるおそれがある ・国はDV等の被害者に関しては情報提供ネットワークシステムにおける情報連携において、住所情報を秘匿する対応を求めていた。(不開示コード、不開示該当フラグ、自動応答不可フラグの設定) 【問題】 ・市町村では、「住民記録システム」を活用して、被害者情報を同一市町村内で共有し、マイナンバーの秘匿対応を実施している。(市町村間での情報共有はなされていない) ・一方、都道府県では、市町村のような情報共有システムがないため、DV等被害者から窓口で申し出もらうこととしているが、被害者が申出を行わなかつた場合は秘匿対応ができず、加害者に避難先の都道府県が判明する恐れがある ・なお、DV等被害者からの申出の情報については、文書で関係課等と共有を行っているものの、申請が多い業務では逐一、文書を確認することは煩雑であり、完全な対応をとることが難しい実情である	【現状】 ・各市町村の「住民記録システム」に記録されているDV等支援対象者の情報を、「住民基本台帳ネットワークシステム」上の本人確認情報と紐付けし、「情報提供ネットワークシステム」と連携することで、全国の自治体(市町村間及び都道府県間)で情報共有ができるようにし、DV等被害者の秘匿対応に万全を期すと共に、全国の自治体での業務改善を図る 【改善策】 ・各市町村の「住民記録システム」に記録されているDV等支援対象者の情報を、「住民基本台帳ネットワークシステム」上の本人確認情報と紐付けし、「情報提供ネットワークシステム」と連携させることで、全国の自治体(市町村間及び都道府県間)で情報共有ができるようにし、DV等被害者の秘匿対応に万全を期すと共に、全国の自治体での業務改善を図る	・住民基本台帳制度におけるDV等被害者への支援措置 (1)住民基本台帳法第11条、第11条の2、第12条、第12条の2～3、第20条 (2)配偶者暴力防止法第1条第2項 (3)ストーカー規制法第7条 (4)児童虐待防止法第2条 ・番号利用法第19条第7号 (1)DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について(平成29年7月13日事務連絡) (2)DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する事例の送付について(平成29年7月14日事務連絡) (3)マイナポータル「お知らせ機能」の利用における留意事項について(平成29年8月9日事務連絡) (4)DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する留意事項について(平成29年11月8日事務連絡)	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省	島根県、中国地方知事会		

管理番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
35	熊谷市、神奈川県、川崎市、長野県、豊橋市、高槻市、島本町、神戸市、南あわじ市、徳島市、糸島市、宮崎県	<p>○DV被害者の申出件数は年々増加しており、各県市区町村間のやりとりを文書による手作業でおこなっているため煩雑な業務となっている。住民票を異動しても被害者からの申出がない場合、異動先の市区町村に情報が届かず、秘匿対応ができず被害者を危険にさらしてしまうケースが発生する恐れもある。</p> <p>○①DV等支援措置対象者と②住民登録外のDV等被害者を、団体内で漏れなく共有し、自治体中間サーバへ不開示・自動応答不可設定を、適切に設定・解除する必要がある。現状、①を住民記録システム、②を宛名システムに登録し、団体内統合宛名システムから自治体中間サーバへ連携している。また、庁内の情報共有手段として専用の共有フォルダのエクセルファイルで管理・共有しており、職員の労力が多大である。被害者であることの把握が困難な場合もあり、その場合はどうにもならないのが現状である。</p> <p>○県には、市町村のような情報共有システムがないため、DV等被害者から申し出もらうこととしているが、被害者が申出を行わなかった場合は秘匿対応ができず、加害者に避難先の都道府県が判明する恐れがある。</p> <p>○DV等被害者本人の事務を処理するために関係者(同一世帯人等。加害者含む)の情報を照会した際に、そのやりとり履歴から加害者が避難先を特定してしまうケースも想定される。こうしたケースにおける不開示コードの設定漏れを防止するためにも、照会する対象者が「フラグが設定されている被害者の関係者である」ことを職員が容易に判別できるような仕組みについて、併せて検討する必要がある。(現状では、事務処理を行う職員の目検により確認している)</p> <p>○現状、DV被害者が申出を行わないと情報提供ネットワークシステムでの情報秘匿対応が不可能であるため、対象者への周知を図ること以外に対応方法がないことが課題である。</p> <p>○直接的に本人の生命、健康、生活又は財産に対する危険に掛かる事案であり、全国の自治体が確実な被害者保護を行えるようにするしていただきたい。</p> <p>○都道府県への進達事務の中で、住民記録システム及び被害者からの申し出によりDV被害者の情報共有を文書上行っているものの、被害者から申し出がない場合や進達直後のDV申請等には秘匿対応が難しいと考える。</p> <p>○住民基本台帳ネットワークシステムを利用した本人確認情報の提供について、マイナンバー制度導入以降、提供範囲が各段に拡大している。本人確認情報の提供を受けた機関はDV等の支援情報を入手する術がないため、DV等の支援措置が図られず、加害者等への住所情報等の漏えいが危惧されている。</p>	<p>DV等被害者の避難先の都道府県・市町村が、マイナポータルの情報提供等記録表示機能等を通じて加害者に判明することを防ぐため、DV等被害者に関する番号法に基づく情報連携では、自治体中間サーバーにおいて「不開示該当フラグ」等を設定することにより、情報提供ネットワークシステムを通じて「不開示」の旨を、情報提供等記録に記録する機能を具備している。</p> <p>DV等被害者からの申出がないと、避難先自治体の中間サーバーにおいて「不開示該当フラグ」等を設定できず、DV等被害者に関する情報の秘匿が困難であるとの点については、①DV等被害者の申出意思を確認するための申請書の様式例を示すとともに、②DV等の相談窓口に対し「不開示該当フラグ」等の不開示措置の周知を行う等により、DV等被害者の住所情報の秘匿を図っているところである。</p> <p>こうした対応に加え、ご提案の全国の自治体等が広く共有できる仕組みをさらに構築することは、DV等支援措置の対象者であるかといった情報が、機微に触れる可能性のあるものであること等を考慮すると、個人情報保護の観点から適切ではないと考えられる。</p>